

四万十町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第2条 四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合において、その旨とする。 （納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 （1） （略） （2） <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額</u>（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 （3） <u>第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139</u>	（納税証明事項） 第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合において、その旨とする。 （納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 （1） （略） （2） <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額</u>（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 （3） <u>第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出</u>

改正後	改正前
条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) ～ (6) (略) (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、100分の<u>6.0</u>とする。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等所有者に種別割によって課する。</u> 2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> 3 軽自動車等の所有者が<u>法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず</u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。 <u>(軽自動車税のみなす課税)</u> 第81条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>	期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4) ～ (6) (略) (法人税割の税率) 第34条の4 法人税割の税率は、100分の<u>9.7</u>とする。 (軽自動車税の納税義務者等) 第80条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</u> 2 <u>軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u> 3 軽自動車等の所有者が<u>法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの</u>については、これを課さない。 <u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u> 第80条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> 第81条 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u> 第81条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用ものに対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>（環境性能割の課税標準）</u> 第81条の3 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u> 第81条の4 <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>（2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用</u>	

改正後	改正前
<u>を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> 第81条の5 <u>環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> 第81条の6 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> 第81条の7 <u>環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u> <u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>(環境性能割の減免)</u> 第81条の8 <u>町長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項について</u>	

改正後	改正前
<u>自家用 年額 10,800円</u> <u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用 年額 3,800円</u> <u>自家用 年額 5,000円</u> <u>イ 小型特殊自動車</u> <u>(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円</u> <u>(イ) その他のもの 年額 5,900円</u> (3) (略) (種別割の賦課期日及び納期) 第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 (種別割の徴収の方法) 第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (種別割に関する申告又は報告) 第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合において	<u>イ 小型特殊自動車</u> <u>農耕作業用のもの 年額 2,000円</u> <u>その他のもの 年額 5,900円</u> (3) (略) (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 (軽自動車税の徴収の方法) 第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税に関する申告又は報告) 第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合において

改正後	改正前
は、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。 4 <u>第81条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより当該請求のあった日から15日以内に町長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(6) (略) (種別割に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は第81条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 (略) (種別割の減免) 第89条 次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、<u>町長が必要と認めるもの</u>については、<u>種別割を減免する</u>。 (1)～(4) (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減	は、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。 4 <u>第80条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより当該請求のあった日から15日以内に町長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。 (1)～(6) (略) (軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 (略) (軽自動車税の減免) 第89条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、<u>町長において必要があると認めるもの</u>については、<u>軽自動車税を減免することができる</u>。 (1)～(4) (略) 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書

改正後	改正前
免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）、精神に障害を有し歩行が困難な者又は知的障害を有し、常時介護を要する者（以下「精神障害者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者等（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。） (2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にす	に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第90条 町長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税を減免することができ</u><u>る</u>。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）、精神に障害を有し歩行が困難な者又は知的障害を有し、常時介護を要する者（以下「精神障害者等」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者等（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、町長が必要と認めるもの</u>（1台に限る。） (2) (略) 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一に

改正後	改正前
る者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であって当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。 （1）～（6） （略） 3 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>前条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、第1項第2号の規定に該当する軽自動車等を所有する者（当該軽自動車等を所有する者が法第443条の規定によって<u>種別割</u>を課することができない者であるものにあつては、その使用者）であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車の標識の交付等） 第91条 （略） 2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車法第443条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 （略）	する者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する軽自動車等を所有する者であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。 （1）～（6） （略） 3 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、<u>第89条第2項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、第1項第2号の規定に該当する軽自動車等を所有する者（当該軽自動車等を所有する者が法第443条の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することができない者であるものにあつては、その使用者）であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がないものは、この限りでない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 （原動機付自転車の標識の交付等） 第91条 （略） 2 法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、町内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。 3～6 （略）

改正後	改正前
7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8・9 (略) <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> <u>第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> <u>第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> <u>第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> <u>第15条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> <u>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8・9 (略)

改正後

第 1 号	100分の 1	100分の0. 5
第 2 号	100分の 2	100分の 1
第 3 号	100分の 3	100分の 2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の 4（第 3 号に係る部分に限る。）の

規定の適用については、同号中「100分の 3」とあるのは、「100分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最

初の法第444条第 3 項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番

号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年

度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表

の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3, 900円	4, 600円
第 2 号ア（ウ） a	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
第 2 号ア（ウ） b	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

改正前

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初

めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条にお

いて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属

する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の

間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	3, 900円	4, 600円
	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

2 法附則第30条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条

の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次

の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

第 2 号ア	3, 900円	1, 000円
	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

改正後	改正前																						
	3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr></table> 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr></table>	第2号ア	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円	第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第2号ア	3,900円		2,000円																				
	6,900円		3,500円																				
	10,800円		5,400円																				
	3,800円		1,900円																				
	5,000円	2,500円																					
第2号ア	3,900円	3,000円																					
	6,900円	5,200円																					
	10,800円	8,100円																					
	3,800円	2,900円																					
	5,000円	3,800円																					